

会 議 記 録

会議名称	平成 23 年度第 6 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 24 年 2 月 2 日 (木) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 40 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 山本、吉川、奥、田淵、岩崎 区側 行政管理担当部長、総務課長、行政改革担当副参事、 定数・組織担当副参事
配布資料	資料 1 平成 23 年度事務事業等の外部評価 —評価結果と評価に対する区の対処方針— 資料 2 平成 22 年度事務事業等の外部評価対象事業—その後の経過— 資料 3 平成 23 年度財団等経営評価に対する外部評価表 (案) 資料 4 「平成 23 年度外部評価委員会報告書」構成 (案) について 資料 5 行政評価に対する総括意見について
会議次第	1 開会 2 配布資料説明 3 議題 (1) 事務事業等の外部評価について ①平成 23 年度事務事業等の外部評価について ○評価結果と評価に対する区の対処方針について ②平成 22 年度事務事業等の外部評価対象事業のその後の経過について (2) 平成 23 年度財団等経営評価に対する外部評価について (3) 平成 23 年度外部評価委員会報告書の作成について ①外部評価委員会報告書構成 (案) について ②外部評価に対する総括意見について 4 その他 5 閉会

○会長 それでは、ただいまから、平成23年度第6回目になりますが、杉並区外部評価委員会を開きたいと思います。

本日は、23年度の外部評価委員会としては最後の委員会になるかと思いますが、報道等によりますと、新しい基本構想に基づく予算編成もされ、その中においても、我々が行いました外部評価結果の反映等がなされておるといように聞いております。

したがって、今日の主要な議題といたしましては、お手元の議事次第にありますとおり、我々が行った外部評価結果とそれに対する区の対処方針等、そして、主として今回中心的にやりますのは、財団等の経営評価に対するものでございます。それと外部評価委員会の報告書等についてご審議をいただきたいということでございます。

最初に、事務局の方から配付資料の説明をお願いしたいと思います。

○行政改革担当副参事 はい。よろしいでしょうか。それでは、お手元にあります次第の下の方に、配付資料ということで記載してございますが、ご確認をお願いいたします。

まず、資料1ということで、「平成23年度事務事業等の外部評価結果に対する区の対処方針」ということで、つづりの資料がございます。

それから、資料2といたしまして、「平成22年度事務事業等の外部評価対象事業」、これは以前に対処方針等をお示しさせていただいたものですが、「その後の経過」という資料がございます。

次に、資料3といたしまして、「平成23年度財団等経営評価に対する外部評価表（案）」というものがございます。各委員の皆様をお願いした評価結果、それから、外部評価に対する所管の対処方針という形での資料がございます。

続いて、資料4、「『平成23年度外部評価委員会報告書』構成（案）について」ということで、1枚の資料がございます。

最後に、資料5といたしまして、「行政評価に対する総括意見について」というものがございます。

資料は以上になります。

それから、席上に参考ということでご配付させていただきましたのが、「平成24年度区政経営計画書」、そして「基本構想答申」、それから、その基本構想と総合計画に関わります区の広報紙ということで、昨年12月1日号と本年2月1日号をご配付しております。また、合わせまして、今年度の「財団等経営評価報告書」、それから「行政評価報告書」、こちらの方をお配りさせていただいているところでございます。

資料の方はよろしいでしょうか。

○会長 委員の皆さん、一応資料を確認していただいて、もし配付もれ等がございましたら、事務局にお伝えいただければと思います。よろしいですか。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。

資料1、「平成23年度の事務事業等の外部評価の評価結果と評価に対する区の対処方針」について、まず事務局の方からご説明を伺いたいと思います。関連で一括して資料2のご説明もお願いします。

○行政改革担当副参事 はい。では、あわせてご説明させていただきます。

それでは、まず、資料1の方をよろしくお願ひいたします。

資料1といたしまして、「平成23年度事務事業等の外部評価の評価結果と評価に対する区の対処方針」ということでございます。

昨年の7月の29、30日の金曜日、土曜日の2日間に分けて、本年度の事務事業等の外部評価を実施いたしました。その際の評価結果につきましては、各委員の皆様にもご確認をいただいたところでございますが、その対処方針につきましてのご報告です。

対処方針につきましては、評価結果と各委員の意見ということで、見開きの左側のページ、区の対処方針が右側のページになってございます。なお、この対処方針につきましては、予算等への反映と、それから、区の来年度から取り組んでまいります総合計画、また実行計画の方に内容を反映するというふうなことでやっております。

では、一つずつ、案件についてご報告させていただきます。

まず、1件目、「高齢者住宅」でございます。「高齢者住宅」につきましては、案件が非常に絞り込まれた内容だったというところがございますが、現在、高齢者の住宅、「みどりの里」の借上げ契約が切れていくと、そういったところも踏まえて、「みどりの里」から杉並型のサービス付き高齢者住宅へ切り替えていくというようなことで、ご説明をさせていただいたものでございました。

評価結果についての説明は割愛させていただきます。

区の対処方針としましては、まず前提として、高齢者の住まいに関してですが、高齢者住宅という住宅施策については都市整備部住宅課が行ってございます。また、あわせて、高齢者の施策に関しては、保健福祉部の高齢者施策部門というところで個別に対応してきたわけでございますけれども、今後、相互の連携を強化するということが必要でありますので、以下の対処方針といたしました。

まず1点目としまして、高齢者の加齢や身体状況、経済状況に応じた住まいや介護保険施設等を選択できるように、多様な高齢者の住まいに関する総合的な計画を策定していくということでございます。

もう1点は、「みどりの里」、こちらにつきましては、杉並型のサービス付き高齢者住宅ということで、24時間の介護サービス等が提供できる高齢者住宅への転換を、来年度、2団地を対象に、24年度から実施をしまいたいということでございます。財政負担の軽減と、「みどりの里」を拠点にした介護サービスの地域展開を図ってまいりたいというふうに考えてございます。なお、計画上でございますが、平成24年度は2団地を対象に56戸、25年度に19戸、26年度に15戸を予定してございます。3か年で約90戸の転換を計画してございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。「太陽光発電機器等設置助成」でございます。

こちらにつきましては、太陽光発電の助成、また再生エネルギーの機器の設置に対する助成ということで、今後どうしていくのかというところがございました。

対処方針といたしましては、東日本大震災を機に、再生可能エネルギー、また省エネルギーの重要性というのが増しているということ踏まえまして、区といたしましては、地域の再生可能エネルギーの導入目標等を明確にし、また計画的な普及を図りたいということで、来年度、仮称ですが、「地域エネルギービジョン」を策定して、地域エネルギー対策の推進を図りたいと考えています。なお、この策定に当たっては、検討会を設置したいと考えてございます。

また、地域エネルギーの自給率向上、区民、事業者を含めました地球温暖化の防止の取組を支援するというので、太陽光発電機器の助成制度については、改めて検討した結果、やはり拡充すべきだろうという判断のもと、来年度以降、助成制度につきましては拡充をしまいたいというふうに考えてございます。来年度につきましては、予定数としては500件を目途に助成をしまいたいと考えております。

続きまして、「すぎなみ環境情報館」でございます。

すぎなみ環境情報館につきましては、環境配慮行動を推進するための拠点施設ということで、本来目的に沿った活動ということがどうかということでのご評価をいただいたところでございます。

対処方針といたしましては、環境活動の拠点として、NPOなどの区民の知恵と工夫を

活かした取組、また集客力の向上を図るという観点から、やはり運営管理の方法、あり方というものを見直していく必要があるということで、まず、委託の範囲、事業の実施方法、事業内容、またNPOと区との間での役割分担など、そういったところにつきまして、事業者も交えながらの検討を進めたいということでございます。

また、受託事業者との契約期間が24年度で切れる予定でございます。その契約期間の後、また改めて契約期間を、その先についての見直しを行った上で、改めて新たな契約期間満了時などに、その事業の評価なども行ってまいりたいというふうに考えてございます。

差し当たってということではございますけれども、来年度につきましては、役割分担の見直しを進めていく中で、この環境情報館に常駐してございました区の職員を引き上げまして、委託しているNPO事業者にその運営の方をお任せしていくというふうなことで、役割分担の見直しは一定程度進めているという状態でございます。

次に、「教職員研修所」です。「秋川荘」と呼んでいるところでございます。

この秋川荘につきましては、もともと、区の方からも、教職員の研修施設としての役割は、利用実態から見て、終えたものというふうなご提案をさせていただいたところでございます。対処方針といたしましても、特別区では唯一の教職員の宿泊研修施設であり、目的外利用で区民の一般利用も行っていたところでございますが、研修施設としましては、設置目的に照らして、利用頻度の問題、またこれからの利用度合いのことも鑑みまして、平成23年度をもって研修の実施は終了いたします。なお、目的外利用になります区民利用でございますが、周知期間、また長期の春休み、夏休みなどの利用が比較的伸びている期間等もございますので、それらを鑑みまして、平成24年9月をもって施設の利用も終了したいというふうに考えてございます。合わせまして、その後の跡地活用につきましては、現在も検討を進めているところでございますが、早期に方向性を定めてまいりたいということでございます。

次に参ります。5点目の「区政の広報活動」でございますが、こちらにつきましては、情報発信のあり方、また、知りたい方が知りたい情報をきちんと得られるような区の情報発信のあり方、そういったところについてのご指摘等をいただいたかと存じます。

これらを踏まえまして、区に対処方針といたしましては、広報活動を情報発信全般の課題というふうに考えまして、区の情報がどのように区民に伝わっているか、こういった調査も行いつつ、知りたい人に知りたい情報が確実に届く情報のあり方を検討してまいりたいということでございます。

なお、区の情報発信に関わる施策につきましては、現在、広報課がいわゆる広報活動として行っているわけですが、その他、情報資産の活用ですとか、そういったところを全庁的な取り組みとして推進していくため、専管組織としまして、区の情報施策に係る機関というものを課として設置することとしてございます。これは平成24年4月に設置する予定でございます。

それから、各広報媒体の活用につきましても、区民のニーズや費用対効果、活用のしやすさというところも含めまして、この新たに設置する機関を中心にして、情報政策、また媒体ごとの特徴を活かした効果的な活用に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それでは、次に参りまして、「民営化宿泊施設」でございます。湯河原と東吾妻、それと弓ヶ浜、富士の4施設でございますけれども、施設ごとにそれぞれの事情がある、また大規模修繕等を考えていくということから、施設を維持すべきかどうかというものは抜本の見直しが必要だというふうなご指摘をいただいたところかと存じます。

こちらに関しましての区の対処方針としまして、現在の経済状況、また区民ニーズが多様化している中、民間の宿泊事業者においても、低料金など多様なサービス展開がされている状況でございます。また、区の民営化宿泊施設につきましては、区民利用者の減少傾向というものもございます。設置経過はそれぞれ違いますし、特色も違いますけれども、老朽化が進んでいることから、大規模修繕等の経費負担、そういったところも踏まえまして、現在、庁内に検討組織を設置しまして、施設ごとに、廃止も含めた抜本の見直しを行っているところでございます。

なお、見直しに当たりましては、区民アンケートを実施ということで、本年1月に区民アンケートを実施したところでございます。現在これは集計中でございますが、無作為抽出で1,400サンプルを出しまして、現在、アンケートを実施し、その調査結果につきましては、今月中に取りまとめを行っていくというような予定でございます。それを踏まえて、また見直しの検討に使っていくというふうに考えてございます。

最後になりますが、「保育施設の利用者負担」でございます。

こちらにつきましては、認可の保育園、またその他、保育需要に対応しまして、区としては、それぞれ区の保育室等も設置してきたところでございますけれども、それらの各保育施設間での利用者負担に少しアンバランスがあるというところを踏まえまして、ご指摘があったかと思えます。

これらのご指摘も踏まえまして、今後も質の高い保育サービスを安定的に提供していくということと、利用者負担の公平性を確保ということ、また、保育事業そのものには、やはり多額の経費がかかっているところをございますが、施設種別の違いによる負担水準というところが異なっていますので、こういった現状を踏まえまして、今年度いっぱいを目途に、保護者負担については、必要な見直しと方向性をまとめていきたいというふうに考えております。

なお、それに基づきまして、24年度に利用者負担についての総合的な検証等も行いながら、制度構築、見直しを行い、25年度に必要な見直しを図ってまいりたいというふうに考えてございます。現在もこれについては検討を進めているというような状態でございます。

以上が、平成23年度の事務事業等の外部評価の対処方針の結果でございます。

次に、資料2にまいります。平成22年度に実施しました8事業の事務事業等の外部評価のその後の経過についてのご報告でございます。

それでは、お聞きいただきまして、まず一つ目、「コールセンターの運営」でございますけれども、コールセンターにつきましては、評価を受けた後、平成23年度の取り組みとしまして、開設時間の短縮、また、粗大ごみの受付業務につきましては、コールセンターの業務から分離をして実施をしていくというようなことで、ご報告を一度させていただいたところかと存じます。

なお、その後の経過として、まずコールセンターの内容でございますけれども、平成23年度をもって廃止ということといたしました。これは必要な代替措置を実施するということを前提にございます。1月から区民周知を開始しているところでございますけれども、1件当たりの費用対効果等も非常に高価になっているということ。また、現在ホームページ等で明らかにしておりますFAQというものがありますが、こちらの充実を図ること。また、廃止に伴う代替措置として、大抵の場合、大量発送した文書等に関しての問い合わせですとか、そういったもので電話等が集中する期間があるわけですが、そういった部署については必要な代替措置を講じることで解決が可能という判断のもと、廃止ということで決定をさせていただきました。

なお、本年1月から、粗大ごみの受付業務については、コールセンターから分離をして、現在、運営をしているところでございます。この粗大ごみの受付業務の分離に伴っては、特段区民の方々からお問い合わせ、また苦情といったものについてはないというふうに聞いているところでございます。

続きまして、2点目の「子育て応援券」でございますけれども、こちらにつきましては、必要な見直しを子育て施策全体の中で見直していくというようなことで、先般ご報告をさせていただいたところでございますが、来年度以降につきましては、見直しの上、引き続き実施をしたいというふうに考えてございます。

こちらにつきましては、交付額等の見直し、交付方法の見直しということを考えてございます。まず、無償交付の対象と有償交付の対象というものをそれぞれ決めていきまして、出生時に関しては無償交付をしていくと、それ以降につきましては、段階的な有償交付に切り替えるというようなことで、交付方法につきましても見直しをして、それを実施していきたいというところでございます。

また、親の子育て力、また地域の子育て力ということで、本来この事業の目的に即したサービスの提供・利用につなげていくという考えのもとに、この「子育て応援券」で利用できるサービスにつきましては、一部集中化をしていくというふうなことといたしました。

なお、検討の経過については記載のとおりでございます。

それでは、次にまいります。3点目の「路上喫煙対策」でございますが、こちらにつきましては、平成23年の4月から新たなパトロール体制に再編・統合を図りまして、資源の持ち去り防止、また喫煙パトロールに関してもそれぞれ実施をしているところでございますので、先般一度ご報告させていただいた内容から変わりはございません。

次に、4点目の「緑化助成」についてですが、みどりの保全・創出というものが引き続き重要な取組ということで、それぞれご報告をさせていただいたところでございますが、来年度から、みどりの育成ということで、総合計画、実行計画の方でも取り上げまして、計画化してございます。

また、「みどりの顕彰制度」ということで、区内にありますみどりの保全、またその緑化に関する活動、そういったものについての顕彰制度というものを来年度実施してまいりたいというふうに考えてございます。

まず、来年度につきましては、屋敷林に対します顕彰制度ということで、特に来年度は、杉並区は区制施行80周年を迎える年でございますので、その80周年記念事業とあわせて実施してまいりたいと考えてございます。

また、緑化地域の指定に関しまして、現在、庁内のプロジェクトチームにおきまして、緑化地域制度というものを検討しているところでございます。

次に進みますが、「アニメ産業の育成・支援」ということで、今年度につきましては、

まず、アニメ匠塾が22年度をもって廃止ということと、アニメーション・フェスティバルについては、23年度は休止ということとさせていただきます、また、アニメーションミュージアムにつきましては今後のあり方検討ということで、ご報告をさせていただきました。現在、まだ引き続き検討の部分が多うございますけれども、これまでのアニメの振興策に加えまして、アニメそのものの持つ発信力、集客力というものを活用して、地域活性化、また商店街の活性化、まちのにぎわいといったところに具体策を検討していきたいということでございます。その検討の期間、また、杉並会館という施設の中に設置してございますが、この施設が今現在のところまだ存続をするということでございまして、当面アニメーションミュージアムについては、そのまま継続をしていきます。

また、昨年になりますけれども、このアニメ施策に関しましては、アニメの研究をされている学識経験の方、また、業界の関係者の方なども交えまして、施策の懇談会という形でご意見を伺う機会を設けさせていただきました。それらの意見を踏まえまして、これまでのアニメ施策についての評価、また、今後のアニメ施策について検討していくということで、今後、アニメを活用した商店街の活性化というものを、複数のアニメ制作会社さんのご協力も得ながら、商店街のヒアリングも実施して、それぞれ検討してまいりたいということで、これにつきましても、来年度以降、実行計画の中に盛り込み、アニメ施策そのものを、引き続き商店街活性化、地域活性化という部分に生かしてまいりたいということでございます。

続きまして、「本庁土日開庁」でございますが、今年度につきましては、日曜日の本庁窓口については9月末廃止ということと、土曜日の窓口対応につきましては検討するというので、先般ご報告をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、その報告のとおり、平成23年9月末をもって、日曜日の本庁窓口については閉庁といたしました。土曜日の窓口対応につきましては、10月から執務開始時間が、それまでは8時半からということでしたけれども、9時からに変更して、継続して実施ということとしてございます。

区政相談課の相談業務につきましては、専門相談をやってございます第1・第3土曜日の開庁日に実施をしていくことといたしました。また、日曜日に実施していました地下の駐車場、また区民ギャラリー、2階にあるロビーのところですね、そういったところについても、事業は廃止をいたしました。

なお、今後ですけれども、引き続き利便性の向上、また本庁集中化というものがある現

状も踏まえながら、区民事務所・分室、駅前事務所というところにつきましては、適正配置の検討を進めたいというふうに考えてございます。

また、住民票、印鑑証明書につきましては、自動交付機というものがございますので、この自動交付機についても、利便性の観点というところから、それぞれ設置場所についての見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

次にまいります。「急病医療情報センター」でございます。

こちらにつきましては、東京都のサービスなどとの重複などがあるというところも踏まえながら、23年4月からは、サービスの開設については土日、祝日と平日の夜間という時間帯に縮小して、実施をしてまいりました。また、それを踏まえながら、東京都の類似事業など、利用実態も検証した上で検討するという事としてございました。

それを踏まえて検討してきた結果でございますけれども、まず、時間の縮小を行ったところでございますけれども、平日夜間・土日・祝日に関しましては、この医療相談のサービスに関しては、東京都などでも行っていないということで、唯一の窓口になっているということでございます。こちらについては、引き続き需要があるということから、継続してまいりたいということでございます。ただ、そのサービスに付随して行っておりました小児急病相談医師転送システム、これはお医者さんが待機していて、その医師に電話転送等をしていくというようなものだったんですが、それから二次救急の7病院ネットワークということで、ネットワーク化をして、それぞれ情報の提供等を行っていただくというようなものがございましたが、こちらにつきましては、実績等も踏まえて、費用対効果の観点から、他のサービスでも十分転用可能じゃないかというようなことで、この2事業については廃止をし、電話によります医療機関案内、医療相談、この事業のみを時間帯を縮小した現在の形で継続してまいりたいということでございます。

最後に、「南伊豆健康学園」でございますけれども、こちらにつきましては、平成23年度をもって廃止ということで、前回もご報告をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、昨年の第4回区議会定例会で廃止条例を提案いたしまして、その内容が決定をしたところでございます。

あわせて、この健康学園の廃止に伴う病虚弱児に対しましての取り組み、代替策ということでございますが、資料に記載のとおりでございます。また、「健康相談室」を拡充すること、また、不登校等への対策、それから小学生対象の「適応指導教室」を設置していくということ。また、「南伊豆健康学園」はそれぞれ歴史がございますので、これまでの

活動記録というものを作成していくということ。健康学園の担任、また児童指導につきましては、原籍校に帰った生徒への訪問等を行いながらの引き継ぎをしてまいるということで、これらの代替策を講じることとし、保護者等への説明も行いながら、ここまでやってまいりました。来年度以降、その取組を実施してまいるということでございます。

参考までに、今現在、南伊豆健康学園に在籍している児童は35名いらっしゃいます。その35名が、それぞれ原籍校に帰るということでございます。

少々長くなって申し訳ございませんが、以上でございます。

○会長 はい。ちょっと盛りだくさんだったんですが。

少し過去の話になって恐縮なんですけど、それらも思い起こしていただいて、区の対処方針、予算への反映というのが、いかどうかというのは我々はあまり議論はできないんですが、一応、事実確認等は可能かと思いますので、ご意見をちょうだいしたいと思います。

1点だけ、先に確認しておきたいんですが、「すぎなみ環境情報館」、区政経営計画書で、非常勤職員人件費削減というのは、区から出向された職員のうち1名の方が非常勤職員で、その人の人件費相当額が100万云々ということの理解でいいんですか。

○行政改革担当副参事 そういうことでございます。

○会長 ああ、そういうことですか。はい、わかりました。ということらしいんですが。

どうぞ、○○委員。

○委員 同じ「すぎなみ環境情報館」で、6ページ(2)、受託事業者との関係なんですけれども、最後のところに「適否や事業効果を検証する」とあるんですが、「適否」というのは、適切だとしたら随意契約になるということですか。それとも、公募、オープンになるのか、この「適否」というのはどういうふうに捉えたらいいのか、その辺はいかがですか。

○行政改革担当副参事 こちら、お願いしている団体につきましては、事業仕分けのときにもご説明があったと思いますが、ずっと引き続きの団体をお願いしています。その団体がいかどうかという適否をやはり見る必要があるということで、引き続きこの団体をお願いしていくべきという判断があれば、続くということだと思います。

ただ、やはり他にも請け負うべき団体はあるということも踏まえながら、他の団体との競争の中でやっていただくべきじゃないかという判断があれば、オープンな形でしていきたいということ。まあ、これは将来的にはということですけど。

○委員 適切だと判断されたら、オープンにはならないということですか。もしかしたら、ここよりもよりいい団体がいらっしゃるかもしれないですよ。

○行政改革担当副参事 そのあたりのところも、当然、市場を見るとちょっとあれですけども、他に適している団体があれば、そちらも含めてお願いするかどうかを検討していくということです。

○委員 なぜ、オープンにすると書けなかったんですって。今さらですけど。

○行政改革担当副参事 「すぎなみ環境ネットワーク」自体が、もともと区の支援で始めた団体だったというのがあります。そういったところも含めて、NPOと区との間でそれぞれ協議をしながらここまで積み上げてきたというのがあるので、それを踏まえてというところです。

○会長 はい。

どうぞ。

○委員 「すぎなみ環境ネットワーク」ね、あれ、私はちょっとヒアリングしたんだけど、区からの出捐金はあったのかといたら、ない、と言われたんだけどね。出捐金って、そういうのはもらっていない、何ももらっていないと、私は聞いたんだけどね。

○行政改革担当副参事 いや、私どもは支援をしているというふうに伺っていますが。

○委員 そう。

○行政改革担当副参事 委託費とかそのあたりのところで。

○委員 そうですかね。

○会長 いわゆる補助金としてはもらっていないという意味合いでおっしゃったのかもしれませんがね。

○委員 そのことについては、私も後で触れますけど。

○会長 ○○委員、どうぞ。

○委員 いいですか。すみません、この同じ文章なんですけれども、6ページの対処方針の(2)、この契約期間について見直しを行うのが先なんですか。契約期間の見直しは、契約期間満了時に行うわけですよ。そのときに、この評価・検証をした上で、期間についてもあわせて見直しが必要かどうかというのを考えるということになるんじゃないかと思うんですが。

○行政改革担当副参事 すみません。言葉足らずで申し訳ないんですが、二つの評価があると思います。まず今現在やっている契約の終了時での評価、それから契約期間見直しを

行った上で、新たに契約をしたときに、その契約したところに対する契約期間満了時の評価と、二つの評価があるということですね。

○会長 まあ、少し、ややわかりにくい表現ですね。わかっている人はわかるかもしれませんが。ただ、これはもう直せないんでしょうけど。それがつらいところなんですけど、やや理解困難なところがありますね。

○○委員、何か。

○委員 ないです。

○会長 ないですか。よろしいですか。

それでは、とりあえずこれはご報告を承ったということで、今日の本題の財団等経営評価の方に入りましょうか。

これはお手元の資料3になります。これについては、概要を事務局から説明していただき、我々の意見に対する対処方針を説明していただいて、それについて、それぞれご担当いただいていた委員の方々から、これはこういうことを言っているわけじゃないので、これでは困るとか、これで大体よかろうというようなことで進めればよいのではと思います。

それでは、事務局の方から、なるべく対処方針等を中心に、ご説明をお願いいたします。

○行政改革担当副参事 それでは、各団体についてですが、対処方針を中心にしてということの説明いたします。

まず1点目、「障害者雇用支援事業団」でございます。一定の評価をしていただいた上で、人材の確保、またニーズの把握といったところでのご指摘をいただいたかと思えます。また、実績のところでの説明をよりわかりやすくするべきだというふうなご指摘だったかと存じます。

その内容につきまして、この人材確保のところでございますけれども、対処方針としましては、一定の資格要件の保持を採用条件としているところなんですけれども、現在、報酬面のところで、人材確保という点で結構苦慮しているのが現状でございます。この報酬の見直しとかも含めて検討しながら、人材確保には引き続き努めてまいりたいということでございます。

また、潜在的なニーズの把握というところについてですけれども、より広く就労を希望される掘り起こしということで、福祉事務所、また相談支援事業所というのがございますが、そのような関係機関と連携をしてみたいということでございます。

なお、職場定着等で、数字の減少理由とかなんですけれども、今現在、訓練者数や企業

の実習者につきましては、経済状況等も含めて、なかなかご協力いただけるところが伸びていないという、これは事業団の努力もあるんですけども、なかなかそれが伸びないというのが現状で、それが故に、今現在そういった状況だということでございます。

ただ、そうはいいながらも、より引き続き訓練をしていくための作業、その他、事業者などにもそれぞれお願いをしていきながら、より拡大を図ってまいりたいというふうには考えているところでございますが、こちらに記載のとおり、減少した理由については、訓練を希望しない障害者も当然いるということ。それから、作業所利用者の中で、企業実習の希望者がそれぞれ減少しているという実態もございまして、このあたりのところも含めながら、わかりやすい表記はしてまいりたいというふうな対処方針としてございます。

説明は、全部、一通りでよろしいですか。

○会長 どうぞ。

○行政改革担当副参事 それでは、二つ目、「スポーツ振興財団」でございます。

「スポーツ振興財団」については、新規の利用者開拓ということで、参加者の増はリピーターと推測されるんじゃないかということから、そういったご指摘があったかと存じます。

また、補助金の収入減ですけども、自己収入の増についてさらに検討すべきということ、また、指標についてのご指摘がそれぞれあったかというふうに存じます。

新規利用者の取り組みなんですけども、こちらについては、それぞれスポーツアドバイザーの配置などもしながら、初心者が参加しやすい環境づくりの取り組みの強化ということで、やはり新規の利用者増については取り組んでまいりたいというふうに考えているということでございます。

また、震災の影響などもあって、それが収入減の一つの理由にはなっているところでございますけれども、24年度から公益財団法人への移行ということもございまして、収益の増加についてはそれぞれ努力はしてまいりたいということでございます。

また、データ、指標につきましても、やはり指摘された点につきましては検討して、この内容については見直しを図りたいという対処方針でございます。

3点目、「社会福祉協議会」でございます。

「社会福祉協議会」につきましても、一定の評価をいただいた上で、受益者負担を増やすことも考慮が必要じゃないか、また、事業の見直しについてご指摘をいただいたかと存じます。また、評価については、指標等についてご指摘があったかというふうに存じます。

対処方針として、自主財源に基づく受益者負担の増については、価格の妥当性とか、そういうところについても見直しの視点を持ち、進めていきたいということがまず1点。

それから、二つ目に貸付等の増加がございますが、このあたりの傾向については、微減になっていると。こちらについても、事業の見直し、推進体制を整備するというところで、対処方針としてございます。

3点目としては、生産性を落とすことがないようにということで、事務の効率化、職員の意識向上ということで、取り組みを行うとしてございます。相互監視については、この職員の意識向上、効率化といったところと、それから組織の中長期的な目標に沿った設定というところで、ご回答というふうにしてございます。

続きまして、「シルバー人材センター」にまいります。

「シルバー人材センター」につきましては、こちらも目標設定についてのご指摘をいただいたかと存じます。また、会員の分布などの状況把握、また、他との比較、改善といったところのご指摘だったかと存じます。

「シルバー人材センター」につきましては、やはり非営利部門の充実強化を図っていくということと、ニーズにつきましては、今現在、就業ということだけでなく、やはり高齢者のいきがい活動、また地域の絆を求めていくという傾向がございます。こういったところも含めまして、収支、就業関係だけではない、地域貢献活動などに関しても新しい指標などを定め、評価を行っていきたいと考えてございます。

次に、「すぎなみ環境ネットワーク」でございますけれども、こちら活動そのものについては一定のご評価をいただいた上でということで、やはり補助金や収支に関しては赤字化の傾向ということと、それから、リサイクルの物品保管場所が手狭になっているという状況から、この問題を打開していく必要があるというようなこと、そういったところをご指摘いただいたところかと思えます。

こちらにつきましては、やはり財政基盤を強固にしていくというようなことから、衣料品のリユース事業拡大ということを検討しております。この辺のところを、今、検討しているということでございます。

また、家具等の保管場所に関しましては、やはり事業の掘り起こしというようなことをしながら、広告宣伝活動などを行って、実施の工夫をしていくことで解決してまいりたいというふうにしてございます。

また、啓発事業の参加人数等の具体的な記載方法ということで、今後こういったところ

についても検討してまいりたいということでございます。

説明は、以上でございます。

○会長 それでは、これは個別に、せっかくの機会ですからやりたいと思いますが。

最初に「杉並区障害者雇用支援事業団」。これ、どなたがご担当をされたんですか。

○委員 私ですね。

○会長 はい、奥先生。まず、補足説明等をしていただいて、区の対処方針について、もしご意見あればちょうだいしたいと思います。それから、他の委員の方もご意見を。

○委員 はい。「外部評価」、「経営状況に対する評価」のところに書かせていただいておりますけれども、人件費の削減とか、事務の効率化について取り組んできているということで、それについては一定の成果を見ることができるんですが、ただ、一方で、やはりこの分野についての事業の公益性・専門性、それから障害者雇用支援に対してのニーズというのも非常に増加しているのと多様化しているということを考えますと、単に効率化とか人員削減といったようなところで、それを図ると同時に、職員の能力向上だけをしていただけのでは、やはり限界があるのではないかと。本当に必要なニーズに応えるための人材確保、場合によっては人員を増やすということも必要になるのではないかと指摘をここではさせていただいております。その必要な人員を見極める上では、やはり潜在的なニーズも含めて、実態調査というものを、実態の把握に努力していく中で、できる限り必要な人員を見きわめていくための実態把握ということをやった上での目標設定というものが必要なのではないかということを書かせていただいております。それに対しては、対処方針のところでもきちんと受け止めて書いていただいているかと思しますので、特に内容的にはこれでよろしいのではないかと思います。

あと、評価表の記入方法のところ、この訓練者数等が減少した理由が文章からはよく読み取れなかったのも、説明をしてほしいということを書きましたけれども、そもそもなぜ訓練等を希望しない人が増えているのか、そのところの背景がわからないのかなという、そういう問題意識から書かせていただいているんですね。依然として対処方針のところ、その背景のところまでは踏み込んだ記述がないので、これをどういうふうに所管課が認識していらっしゃるのかというところをもう少し教えていただければなというふうに思います。

○会長 はい。ここは多分、このことは、僕もよくわからないんですけど、精神障害者を中心に登録による対象者が増加したから減ったと、こう書いてあるんですけど、これ、大

変わりにくいことですよ。多分、専門家にはわかることなんでしょうけど。このことだと思んですが。主管課が来ておられないとわからないかもしれませんが、わかる範囲でお答えいただけますか。

要するに、訓練の必要がないということを言っているわけですね、多分。登録すればいいんだと。それがよくわからないですね。登録したら、何で、訓練の必要がないのかという事ですよ。

○行政改革担当副参事 ちょっと、申し訳ないです。ここについての明確なご回答ができないので。

○会長 ああ、そうですか。

○行政改革担当副参事 申し訳ございません。

○会長 いや。

それと、もう一つ気になりましたのは、これ、既に公開されているんですけど、一応「たまり場」という言葉はやや誤解を与えるような、かぎ括弧つきではあるけども、少なくとも来年度以降はお変えになったほうが。要するに物的な扱いですよ、人間の尊厳に対して。だから、これはそういうことを目指されているような区の施政方針を、場合によっては問われかねないような表現だと私は認識しているんですが。これは、それぞれ幹部の方なりでご議論賜ればと思います。これは私の意見ですから。それ以上言いません。

他の方から補足のご意見はありますか。よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、今の奥先生のところ、何で訓練需要が減って、それでも十分であるのかということが、一般の区民の方がご理解賜れるような表現に、できたら直していただきたいということですね。

それでは、続きまして、「杉並区スポーツ振興財団」。これは、〇〇委員、どうぞ。

○委員 補足の説明をさせていただくほどのことはないんですけども、先ほどご説明いただいたとおりで。

ただ、補助金依存度を減少、そのための手段として自己収入増、ということで指摘をさせていただいたのですけれど、それに対して「外部評価に対する所管の対処方針」の理由のところに「東日本大震災の影響や」とあるんですね。震災は3月11日なので、平成22年度の評価の場合には、2週間程度しか影響はない。平成23年度の評価ならば、節電とかいろいろあるので、大震災の影響はかなりあったと思いますが。ここはちょっと引っかかり

ますので、もう一度ご確認をいただければと思います。

○会長 これは、それと、ここにも書いていますが、独法からの助成金をもらわれたということなんですが、それと区からの補助金収入を返還されたということとは連動しているんですかね。僕はそこが一番気になったんですが。本当に自主努力による自己収入に努められた、あるいは効率化に努められたので、区からの補助金を返還されたのか、思いのほか独法のスポーツ振興センターの方からもらったので返還されたのか、そこは非常に区民にとっては、区民というかこの財団の経営評価にとっては一番根本のところですから、一応、事実確認させていただきたいんですが。

○行政改革担当副参事 聞いている範囲で、大変申し訳ないんですけど、独法との連動が必ずしもあるというふうには、確か伺っていなかったかと思います。少なくとも増収というのがあったというところを踏まえた上でのこととは聞いていたんですが。

○会長 うん。だから、ただ、スポーツ振興センターからもらえば増収にはなりますので。ただ、そのお金がどこに入っているのかというのは、この資料だけじゃわからない。残念ながら。

○行政改革担当副参事 はい。

○会長 というので、まあ、ちょっとそこら辺も、わかる範囲で。

○行政改革担当副参事 その点、申し訳ございません、じゃあ、確認をさせていただいた上で、委員の皆様には、ちょっとご回答できるようにしたいと思います。

○会長 そうですね。それで、文章を修正する必要がなければ、これでもいいかと。

○行政改革担当副参事 はい。

○会長 ただ、震災の話は、〇〇委員がおっしゃるように、ここで書くかどうかというのは。

○行政改革担当副参事 はい。その点は、確かに実質2週間。ただ、完全にとめてしまったところもあるので、ちょっと、そういう表現を入れたかったというのは、意識としてはあったというところですが、確かにご指摘のとおりかと思います。

○会長 はい。

じゃあ、続いて、「社会福祉協議会」ですね。これは、〇〇委員。

○委員 全体の印象は、私が指摘したことと対処方針というのは、あまりかみ合っていないというか、ほとんど同じことをなぞって、同じように答えが返ってきていて、僕が言ったことに対して、結局、答えたような感じの表現ながら、ほとんど全然かみ合っていない

というのが私の全体の印象ですね。今、課長がご説明されても、多分、所管課の状況というのは、つまり遠くから見ているので、よくわからないで答えているんだと、今のご説明を聞いていて、僕は思ったわけです。

例えば、一つ目に言っているのは、今までの一次評価、二次評価が、補助金収入の比率が下がっていると。だから結構なことですよと、それを非常に強調して。数字だけではわかりませんが、補助金が減っても、それが委託に振り替えられるというのはよくある話で、大体それをまず誰でも考えるわけです。じゃあ、補助金割合が減って、その代わりに受託事業が増えている、これについての説明がちゃんとできますかということも僕は聞いているんですが、何もそれについては正面から答えられなくて、何かちょっと斜めにそらしたような受益者負担が云々かんぬんと回答がなされている。受益者負担もそれは一つの要素かもしれないけど、私が伺いたかったのは、その一番上に書いてあるように、補助金収入と受託事業というのは結構振り替わるので、そこのところをご説明していただきたいというのが趣旨でした。全然答えていないという印象なんですね。

あるいは、2点目で言いたかったのは、生活福祉資金だとか、こういう貸付事業が増えていますよ、こういう社会のセーフティーネットとしてやるのが公的な機関だというのは常識的なことだから、誰でもそういうふうにご答えるんですね。先ほどの〇〇委員が担当した部分にもそれはあるんですが、このような評価の時に得てしてあるのは、社会経済情勢の変化とか、先ほどの震災もある意味そうなんだけど、外の要素で説明するというのは、ある意味ではごもっともだというふうにも思うんだけど、実は相当離れた原因と結果でね。実はそういうことを外部評価で聞いているんじゃないかと、もっと近いところで聞いているわけですよ。私どもの評価の目というのは、そこしかないわけですよ。外部環境がこう変わったからというのは、それは誰だってそう言うに決まっているわけですよ。その辺が、何というんですかね、かゆいところに手が届かないなという印象で、この外部評価の対処方針を聞いたわけです。

そのようなことを聞きながらやっぱり思ったのは、財団等経営評価というのは、なかなか外部評価というのが難しいのかなという、制度的な、今後の宿題みたいなのも感じました。結局、所管課があって、それを二次評価してとか三次評価があって、それで私らみたいな、すごく遠いところが外部評価をやっているわけですよ。その間には、所管課でさえも、補助金を出していない、金を出しているところだけで見るとなると、それはほんの一部ですよ。でも、実際の経営をやっているのは、まとまりとしての財団そのもので

す。会計士さんとか監査委員だったら、そのものを全部見て初めてわかるわけです。ところが役所と関わりがあるところはこの部分だけというところで外部評価をやる。このスタイルというのは、どうしてもそうなるんですね。一番細い線がつながったところから見る。そこを僕らがまた外部評価やると、細い線のところから聞いていると、答えがこうなるのかなと実は今改めて思ったわけです。財団等経営評価の外部評価というのは、非常に難しいなという感じを持ったわけです。

もう一つ、最後に一つだけ、指標について僕が申し上げたのは、指標が五つぐらい出ていて、やっぱり複眼的に見ることはそれはそれで大事なんだけど、その指標というものが本当に財団の基本的な性格を言い表しているのか。三つとか五つというのはやっぱりあるんだけど、その中に濃淡があるわけですよ。その濃淡というものを意識して、三つの指標なり五つの指標で物を見ているときに、じゃあ、これは上を向っちゃったけど、こちらは下向きになったというときの評価の仕方というのは、五つの指標の中に、どこをどういう意味で重みを持って見たかということがなくちゃいけない。そういうことを言いたかったわけです。つまり、重みがそれぞれあるので、その重みをちゃんと認識した上での指標評価をしてもらいたいということだったんですね。そういう意味では非常に包括的にはお答えいただいているから、別に間違っていないと思うんだけど、ほとんどかみ合っていないというか、それが率直な印象でした。

○会長 うん。今のは、ちょっと最後のところでやった方がいいと思うんですけど。結局、財団等経営評価の視点をどこに求めるかということですね。お金のところだけ見るのか、独法評価のように、組織体の、多分私が思うのは、職制全体の評価だと思うんですが、そこら辺は財政の効率化だけをやっているわけではないと思うんですが。そこら辺、また後で議論したいと思いますが、他の方からのご意見はないですか。

ここの受託というのは、例のホームヘルプとか介護関係のことを言っているんですかね、受託事業というのは。

○行政改革担当副参事 はい、事業としては。

○会長 過去にあった知識からすると、何かそういう感じでしたよね。だから、〇〇委員がおっしゃるのもごもっともなところも。

じゃあ、「シルバー人材センター」は私がやったところで。まあ、これは、答えとしてはこれでいいんですけど、〇〇委員なりに言えば、答えていないということになるんですけど。結果的に、職業、要するにいきがいと同時に、やっぱり何らかのお仕事に就きたい

ということなのですが、実際どれぐらいの人が働いているのか、実際の会員登録者のうちで何人ぐらいが、本当に何日ぐらい働いているかという情報がないんですよね。それで、どれぐらいの層になっているか。それで、男女比がかなりアンバランスだったような気がするんです。そこら辺も少し考えないといけないということ。60歳以上であれば全部対象だというんだけど、非常に抽象的で、そこら辺もよくわからないし。

それと、もうちょっと、ここに書いていたかどうかわからないんですが、実際の就業実績の件数と金額が非常にばらつきが大きくて、件数ベースではいろいろ技能職というものもあるんですが、ここの「シルバー人材センター」にとっての収益源になっているのは、そういうもの以外のものが結構多いので、件数ベースで管理していくのか、金額ベースで管理していくのかとか、そういうところがかなり今後課題になるだろうというふうに思います。

それで、ただ、結構、入ってくる人もいますが、やめている方も多いいんです。だから、生きがいであるというのであれば、なおさらやめない対策というのも講じなきゃいけない。だから、結局それは仕事にはありつけない、生きがいも得られないということ。多分やめていかれるとすれば、結局それは、総合的には杉並区の全体の活力というか、高齢者に対する活力が減退するので、「シルバー人材センター」を通じてまちづくりであるとか、高齢者の全体的な活性化に努めるというのであれば、やっぱり多くの人に会員になっていただいて、やめないということが重要だろうということを書いたんですが。そこら辺を踏まえて、私はこれでいいと思いますが。言いたいことはそういうことだったということですが。

他の委員の方から、何かこれ以外のことがありましたらお願いしたいと思いますが。よろしいですか。

(なし)

○会長　じゃあ、「すぎなみ環境ネットワーク」ですね。先ほどちょっとご意見があるという話でしたが。

○委員　「すぎなみ環境ネットワーク」は私が担当したんですけども。まず、杉並区からもらった経営評価表がありますよね。これに全く載っていないことがあるんです。隠れているというのが。例えば、「すぎなみ環境情報館」だと、あそこの管理を受託していますからね。事務室はただです。NPOはね。だけど、高井戸のリサイクルひろば、5階建てぐらいのビルがありますよね。あれは、僕、はじめは杉並区のものだと思ってい

たわけですね。あれは別に民間人のものなんですね。家賃を月280万払っているらしいですね。年間の合計で3,360万ですね。それはどこにもそういう数字が出てこないんですよ。あれは何かこのNPO法人と杉並区の契約があるんですか。建物とかそういうものに対しては杉並区が負担するとか、何かそんなのがあるんですかね。

○会長 無償利用ですか、いわゆる。

○定数・組織担当副参事 あそこは、確かに大規模修繕とかについては、区が負担する形になっておりますけれども、この「すぎなみ環境ネットワーク」については、あくまでも借りているだけ。

○委員 いや、区が出しているんですよ。

○定数・組織担当副参事 そうです、賃貸料を区が払って。

○委員 そうそう。だから、この収支計算書にも、両建てで、それは補助金ですよ、実際はね。だから、上は家賃とか事業支出ですよ、それと、下は補助金で3,360万を入れると、一番ディスクロージャーというか、情報がはっきりすると思うんだけどね。何かそれがどこにもないから。効率性とかが全く出てこないわけですね。それで、この経営評価表を見ると、22年度の効率性はAなんですよ。何かすごく変だなと思って。そして、3,360万の家賃をかけて、あそこを利用した収入というのが、22年度の決算では2,500万なんですよ。だから、何かこの収支決算書も、きちんとした情報を伝えていないという感じがしますよね。実際は、だから補助金ですよ、このNPO法人に対する。そういう情報がどこにも表れていない。私はこの収支計算書はホームページからとったんだけど、このホームページは一般に公開されていますよね。だから、一般区民が見る場合に、全くそういう情報が隠されているんですよ。これ、何かおかしいと思ってね。実は3,360万の補助金ですよ。それを利用しているんですからね。何かこれ、全体的に変だと思って。この経営評価表でも効率はAとかになっているけど、これ、効率はすごく悪いですよ、実際は。全体的にきちんとディスクロージャーして、考えてもらいたいですね。

だから、今回はこの中に書かなかったけど、今後は、例えばどうしてNPO法人が家主と契約して、必要な補助金を出すとかそういうことはしないんですか。その方が物事の責任がはっきりすると私は思うんですけど。不都合か何かあるんですか。どうしてこのNPO法人が契約して、それに対してダイレクトに補助金として、その家賃分で両建てしないのかね。そうじゃないと、この財政状態、経営状態がよくわからないし、何かある部分が隠されてしまっている感じではないですか。そういう意見です。

○会長 ここには書いていないですけども、わかりますかね。お答えできますか。主管課でないと、わかりませんか。

○定数・組織担当副参事 その辺は、確かあそこの建物は、平成7年だか8年だったと思うんですけど、区が杉並区としてリサイクル事業を始めようという中で、建て主の方にご協力いただいておりますという形になったと思うんですね。先ほどもお話が出ましたけども、基本的に、やはり杉並区の方で支援をして、「すぎなみ環境ネットワーク」というのを作って、そこにリサイクルの一翼を担ってもらおうということが出発点だったので、杉並区として、最初はやはりそういう手厚い体制を引こうというのが背景にあったというふうに認識しているんですけど。

○会長 でも、結局、借料負担は区がしているわけでしょ。

○定数・組織担当副参事 はい。そうです。

○会長 だから、それはこっちには何で計上せずに、両建てすればよくわかるじゃないかというご意見なのに、それに対する答えではないですね、今のは。

○委員 そうですね。だから、もうそろそろ、契約もこのNPO法人がして、それで堂々と補助金として3分の2ぐらい出せば、すごくはっきりするんじゃないかと思うんですね。

もっと言うと、これ、今、北の方にもう一つ第二店舗を作ると目標がありますよね、検討すると。それだってもう、杉並区のを譲与するか、または杉並区から出してもらうというのは全く当然のこととと思っているんですね。何か、彼らの考えているのはおかしいんでね。

○会長 だから、予算科目で補助金という項目を起すか、借料という現在の予算科目を変えるか、どっちかなんですね。結果としても、要するに区の財政的には差し引きの影響はないわけだから、ただ、明確に補助金と出した方がわかるだろうというご意見ですね。

○委員 そう。恐らく効率性とか、そういう方がはっきりして、わかると思う。これでは全くその部分がカットされているもんだから、全く何のことか、我々プロから見るとわからないね。全く分析の対象にならないというか、もう分析の対象以前という感じがするよね。これ、区民だって、よくわからない。ホームページから、この「すぎなみ環境ネットワーク」の収支計算書を取ったって、これ、何か区民にも正確な情報を出していないような感じがしてしょうがないんだよね。これは、きちんとできないの、私はできると思うんですね。家主だって、絶対、NPO法人と契約を結んでくれますよ、区が補助金を出して払いますと言ったらね。隠れるようなことがなく、全部あからさまにすっきり出した方が

いいと思うんですけどね。何かこれ、おかしいよ、全てが。これ、意見です、補足的意見。

○会長 これはご意見を財政課にお伝えいただけます。

○委員 ええ、そう。

○会長 要するに、予算的には別に影響を与えるわけじゃないんだから。ただ、ディスクロージャーとしてはその方がよりわかるだろうと、透明性が高まるだろうということですね。

○委員 そう。効率性とか、そういう分析をするのにね。ただ、これだと、この経営評価表を見ると、効率性がAになっているんだよね。これ、私が見ると、全く効率性が悪いんですよ。だから、そういう効率性等を判定する材料にも、これ、ちょっと、不十分な情報で判断していると思うんですよ、これ。良くないと思うんです。これは、補足的意見です。

○会長 はい。じゃあ、まあ、これは外部評価としてはお書きになっていないんですけど、実はそれが一番申し上げたかったということですよ。

○委員 そうですね。あとは大体いいですけど。

ただ、このNPO法人は、経営努力が何か甘いと思うんだ。これ、今に絶対赤字になりますよ。ここに書いてあるみたいにね。例えば、ちょうどヒアリングしたら、たんすとかの家具とかありますよね。それは1階の玄関に置かないと、持っていかないというんですよ。ただ、マンションの上に住んでいる人は、もう、下まで持って行けないと。ここに持ってこないと、収集しないというのかな。それはどうしてそうなんだと聞いたら、その作業に携わっている人の年齢層が高いから、怪我するんじゃないかと思ってということなんです。せっかくいいものがあっても、回収できないんですよ。でも、NPO法人も民間企業だけど、普通の民間企業だったら、そんなの、大学生でも臨時に登録しておいて、そういうマンションの上から降ろすのは大学生に頼んだりするよね。どうもそういう経営努力に前向きなところがね、甘いんだな。これ、やっぱり、補助金とかそういう意識がないからですよ、コスト意識がすごく欠けていると思うよね。だから、年齢の高い人がやるから、しょうがないんだとかさ。マンションの上の方にいいものが、売れるものがあるのに、もうあきらめているんだね。それで、金がない、金がないと言っているんですよ。これ、おかしいね。多分、広告しても、ただ、ぼっとして、写真を配ってやっているだけなんですよね。だから、もっと、評価に書いたように、スポット的に、事業者がいるようなところに広告宣伝するとか、そういう、どうも営業努力というものが何か欠けていると思って

ね。だから、そのためにも、杉並区から家賃として3,360万、年間もらっているって、そういう情報を収支決算書にしっかりと出すべきですね。

意見です。

○会長 はい。ありがとうございました。

○○委員のお話があったとおり、これは最後の議題にかかることなんですが、話がちょっと飛んじゃうおそれがあるので、ここでちょっと、議論を整理した方がいいような気がするんですが。

今回の団体等経営評価、これについても、実はヒアリングをしたらどうかというお話もあって、もし財団等経営評価を来年度もやるのであれば、やっぱり現場を見に行くということは、我々も新しい体制でもあったと思うんですが、そこら辺、特に区の補助金とか、あるいは団体の規模が大きいところは、そういうこともやってもいいかなという気はしますよね。ですから、そこら辺は、また、とりあえず事務局でそういう、もし財団等経営評価をやるのであれば、○○委員もおっしゃったように、非常に外側というか間接的に我々見るしかないの。それでも機能しているとお考えであれば、それはそれで、我々は区の方針に従ってやっているんですから、我々に何を求められているのかということが、より実のあることであれば、むしろ直接ヒアリングしたりすることもいいのではないかということの可否について、ご検討いただければと。

○委員 例えば、私の場合は、この経営評価表がありますよね、もらったんですね。それから、この「すぎなみ環境ネットワーク」のホームページですね、それから、出すものを全部出してもらって検討したけど、やっぱりいろんな疑問がこれだけでは消化できないですね。

○会長 わからないですね。

○委員 そうそう。わからない。だから、結局ヒアリングしたといたって、30分ですよ。現場って、荻窪駅前の「すぎなみ環境情報館」へ行って、もう30分ぐらいで済みましたよ。それで、高井戸も見に行ったけど、高井戸の所有権はどこだと思ったら、何とかわかってきた。その家賃はとって、そういうことを聞いてね。やっぱりこれ、ヒアリングとか、今回、時間がないとかなんとかいって、これ、やっぱりそれでやれというのは、無責任なことになるよね。

○会長 いや、そう思いますよね。だから、これは毎年やらなくても、どうせ2年に1回ぐらい回ってくるんですから。まあ、少なくとも3年に1回ぐらい、そういうヒアリングを交

えたのをきちんとやれば、3年に1回ぐらいでもいいのかもしれないね。ヒアリングを含めた、きちんとした外部評価を行えばね。あとは、第三次評価までに任せておけば、我々の関与としてはそれでいいという考え方もありますし、今回のように、ちょっと外側からずっとやってきたような、外側から毎年やるという方法もありますし、徹底的に全部疑問を解消するという作業を3年に1回とか、任期中に1回とかやれば、あとは区の方に任せたらどうかというやり方もありますよね。

○委員 だから、ヒアリングも一堂に会わなくても、個々に行けばいいんですよね、都合のいいときに。

○会長 まあ、そこら辺はなかなか、ちょっと、事務局の方としては。

○委員 僕がなぜそう言ったかということ、もう少し対処方針が、私が少なくとも意図したことをそれなりに受け止めてくれて、もう少し突っ込んだ掘り下げぐらいあればいいんだけど、私が出した設問がもっと薄くなって返ってきたから。

○会長 かなり形式的な対処方針になっているということですよね。

○委員 要するに、二次評価をやったり三次評価をやっている人たち自体が遠くの方から見ている感じですよね、そもそも。三次評価そのものが相当遠いんですよ。それをやっている僕らはもっと遠くなっているんですよね。

○会長 まあ、ですから、今のいろいろな方のご意見を参考にして、来年度の外部評価のやり方のうちの財団等経営評価のやり方について、事務局にもご検討いただいて、ちょっとそれを来年度の最初の会議ぐらいでちょっと考えてみるということですね。

じゃあ、そこで財団等の経営評価の議題を終了して、最後の議題であります報告書の作成ですね。この点について、事務局の方から説明を。

○行政改革担当副参事 はい。それでは、資料4になります。今年度の外部評価委員会の報告書の構成でございます。

昨年度につきましては、今いろいろご指摘をいただきました財団等経営評価は実施をしませんでしたので、それは昨年度についてはなかったわけですがけれども、今年度の報告書の構成としましては、第1章としては、今年度実施いたしました「事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）」ということで、それぞれ目的から対処方針までの内容を記載して、第2章につきましては、ただいまご指摘等がございました財団等経営評価に関しての記載をしていく。第3章につきましては、総括意見ということで、今も来年度以降に向けての大変厳しいご指摘もいただいたところでございますが、そういったそれぞれの今後

の進め方、それぞれについての総括の意見をお願いいたしまして、それらを整理した形で表記をしていく。そういった形にしてまとめ、また各委員からの意見ということで、それぞれを記載した内容とし、また総合的な資料という形で構成をさせていただいたつくりで、報告書の作成をさせていただけたらなというふうに考えてございます。

昨年度につきましては、区民アンケートというものを実施してございましたが、今年度については、基本構想の策定作業ということで、それぞれ区民アンケートを別途実施したりとか、そういったところもございましたので、今年度については実施をしてございませんでした。それがありませんでしたので、第2章についての内容が、区民アンケートの実施というのが昨年度だったんですが、そこが財団等経営評価に入れ替わっているというのが内容になってございます。一応、事務局の案として、お示しをさせていただきました。

それから、資料5の方にそれぞれの総括意見としてお書きいただきたいというふうなことで、ご提出いただくような様式の紙をつけさせていただいたものでございます。一応、事務局の案としてのご提案でございます。いかがでございましょうか。

○会長 これは毎年のことですからこれでいいと思うんですが、時間がちょっと4時半には終わらないかも、若干5分か10分ぐらい延びる可能性があります、それはお許しください。

結局、来年度の外部評価のあり方を考える場合において、いわゆる杉並の行政評価がどういうふうになるのかによって、外部評価も変わってきますよね。だから、それについて、今わかっている範囲で結構ですので、来年度の外部評価をやる場合に、実は区の方の行政評価はこういうふうになりますので、それを踏まえて外部評価をお願いしたいと。だから、外部評価としてはどう対応したらいいのかということですので、区の想定されている、ちょっとこの前も事務的なお話を伺ったときに、1年間の空白が出るとかという話ですよ。例の新しい基本構想もありましたので。だから、目標との絡みで、そこら辺の技術的な問題もある。あるいは、全く私は存じなかったんですけど、別途、「行財政改革に関する懇談会」というのもご検討されるということですから、そういうものとの関係。あるいは区民アンケート等を来年度以降どういうふうにするのか、やらないのかとかということも踏まえて、わかる範囲のことをちょっと教えていただいて。

○行政改革担当副参事 はい。今現在もまだ検討中ということで、具体的な内容まできちんとお話しできる状況ではございませんけれども、まず、来年度の行政評価自体の内容から申し上げるといふか実態で申し上げますと、まず来年度は、平成23年度、今年度の事務

事業の評価ということになります。平成23年度は、これまでの計画が平成22年度で終了しております。平成24年度から新たな計画がスタートするということで、その端境期に当たります。ですので、事業の評価自体は、施策や政策といった計画を基本としたものが、実は空白になってしまうのが実態でございます。それが故に、評価としては事務事業評価が中心にならざるを得ないのではないかというふうなことで考えております。ただ、施策としては、予算策定のときに、それぞれ分野別に主要事業というものを設けておりますので、そういった内容を基にした施策のくくりということは、当然不可能ではないというところはございます。そういった意味で、まず事務事業評価が基本の線にありながら、施策評価という点についていえば、計画事業に則ったこれまでの行政評価制度の仕組みで行ってきたような政策、施策評価といったものは、ちょっとできない年になるということになってくるかというふうな状況です。

また、来年度につきましては、総合計画、実行計画におきまして定めておるところなんですが、行財政改革に関しては、仮称ですが「行財政改革に関する懇談会」ということで、今後の行財政運営に関して、それぞれご意見をいただくということでの懇談会を設置する予定でございます。これは10年前にもそういった懇談会があったわけですが、今後の区の財政運営、また行政運営についてのご意見をいただくということでございます。これは、これまでの検証も踏まえてのいろいろなご意見をいただく場でしょうし、また、今現在さまざま行財政運営についての他区の新しい取組とか、そういったところなども見ていくような懇談会になるのではなかろうかなというふうには思っているところです。外部評価は外部評価として、また別で行っていくことになる。また、そういったお願いをしていきたいなというふうには考えてございます。当然ながら、行政評価制度については、今後も引き続き充実はしてまいりたいと思いますし、25年度からは新しい計画に基づいた行政評価という形でスタートしていくこととなります。

ですので、来年度は、行政評価のこの10年間の取り組みを、一度立ち止まってきちんと議論できる1年間というふうな考え方も一方でできるということ。また、外部評価委員の先生方には、先ほどいろいろご指摘もいただいたところでございますけれども、この10年間、またこれから杉並区の取組を支えるであろう、さまざまな施設等もございます。そういった現状を見ていただくことも必要でしょうし、また、財団に関して言えば、また、所管も含めて、それぞれ現場の声を聞いていただくというようなことも一方で可能な年、また、今後そういったものに取り組んでいくことも可能じゃないかなというふうに考えてい

ます。また、同時に、区民の参加というところも、今回、基本構想の方でもご指摘をいただいたところがございます。そういうところでは、評価というところでも区民の方々の意見を踏まえながらということも、一方でやっていく必要があるかというふうに考えています。これは、今までやってきたのは区民アンケートということで、いわゆるチェックリストという形で、経年的に見ていく指標を追いかけていくようなものになっていました。それを、今後継続していくかどうか、実はここについてもまだ結論が出ていないんですけども、区民の意見を踏まえた評価をしていくべきではなかろうかということについては、やはり必要というふうな考え方をしています。

こういったところが今現在のところで、実を申しますと、それ以上の具体的ところが、正直ないという状況です。先ほどもいろいろご指摘をいただいたとおりですけれども、外部評価委員の先生方からもさまざまご意見をいただきながら、来年度の制度はどういうふうにやっていくのかというところを、4月に向けて検討をさらに進めていきたいというふうに考えているところがございます。

すみません。大した回答になっていなくて。

○会長 いや、これは難しいですね。我々が完全に外部評価委員会としてフリーハンドであれば、この委員の方々はそれぞれ優秀だから、幾らでも方向性を打ち出せると思うんですけど、我々の外部評価委員会の役割というのは、あくまでも行政評価制度がきちんと確立されて、それを踏まえて、第三者的な目から見て、その評価システムがきちんと運用されていて、問題点がないのかとか、それがきちんと厳格に執行されているのかとか、そういうことですよね、入札監視も含めて。だから、我々が主導権をとって、行財政改革をやるというのが外部評価委員会の役割ではなくて、それは行財政に関する懇談会とか、行財政とか財政の審議会等でおやりになることなので。

だから、逆に言うと、区の方で行政評価システムの目的なり構想を明確にさせていただかないと、外部評価委員会としての我々が、勝手にこういうことだろうからこれをやっていいじゃないかということをするのは、ちょっと僕は、我々の権限を逸脱しているし、区政に対して、ちょっと第三者的にはそれは越権行為ではないかという自制の念があるんですね。多分他の委員の方も同じご意見だと思いますが。

そこで、思っていることはありますけども、だから、逆に言うと、事務局の方で叩き台をお作りいただいて、それを基に、やる、やらないとか、少なくとも事業仕分け的なことはやらないと聞いていますので、それはそれでいいんだと思うんですよね、他の委員の方

も。だから、我々の知見を有効に活用していただきたいという願いをするばかりしかない。会長としてはそういう発言になるんですが、他の委員の方から何かご意見あれば。そういうことですよ、残念ながら。残念ながらというか、幾らでもやりますけど。

〇〇委員。

〇委員 私も、会長がおっしゃったとおりで、要するにどういう案を持っていて、それに対してコメントという形が、多分ここの委員会としての対応の方向性、あるべき姿だと思うんですね。何も無いところから行政評価の制度を作り上げていいんだったら、それはそれでやり方が違うんですね。ですので、今の状況、漠としているんだったら、どこが漠としていて、どうしていいかわからないというところを出してもらえれば、それに対するコメントはできるかもしれないけれども、何も無いところで、これまでの制度のコメントをしたとしてもずれてしまう可能性もあるので、区の方針というのは示していただきたいと私も思います。

〇会長 だから、あとは、もうちょっと、例の外部監査も、多分来年度もされない、予算がちょっとついたかどうかチェックしていないんですけど、されなさそうな感じを受けますけど。例えば、外部評価委員会のやり方としては、こういう個別テーマ以外に、こんなことをすると多分みんなが嫌がるからやらないと思いますけども、5人なら5人でチームを組んで、一つの何か外部監査でやっていたような、ああいうことをやってみるというもの一つの外部評価のあり方なんですね、1年間かけてね。それで、外部評価委員会としてのきちんとしたレポート、一種のプログラム評価的なやつをちゃんと出すというのも一つのあり方ではあるんですよ。今まであんまりそういうことはされていないんですけども。それも一つのメニューとしてはあり得るので、外部監査は多分おやりにならないんですよ。終わりですよ。

〇行政改革担当副参事 来年度は予算をつけております。

〇会長 また、それもよくわからない。ネタがないからとかいう話でしたよね。そこら辺が、ちょっとスタンスがね。だから、わからないんですよ。

〇総務課長 一応、来年度の予算はついておまして、なかなかテーマが見つからない。

〇会長 そうですよ。それは聞いていましたよね。

〇総務課長 今、会長の方からお示いただいたような案件を、本来ですと、こちらの方からどうですかというのが逆に言えば筋だと思えるんですけど、そういうのを探りながら、もし、今、予算上はついていきますので、それについては実施は可能なんですけれど、なか

なかテーマを掘り起こしていくのが難しいというのが現状でございます。

○会長 そんなの、プロポーザル方式で公募すればいいんですよね。外部監査人候補に。幾らでも売り込んでくるんじゃないですか。そういう手もありますよね。それで審査して、何だったら審査委員を1回ぐらい外部評価委員会に委託して。それで、ここの提案がおもしろそうだし、経費的にもいいから、ここに外部監査を頼む。だから、別に監査法人じゃなくてもいいと思うんですね、シンクタンクでも、あるいは学生の院生だとか、杉並の大学との連携、いろいろ協定されているでしょ、大学と。だから、そういうやつでも。そうしたら学生の教育にもなるし、社会活動の活性化、杉並の目標にも合致するし。だから、我々とか、あと、区民の代表とか入っていただいて、そういう審査を公開でやるというのも、幾らでもアイデアはあるんですけど、そこら辺は僕は外部評価委員会としての権限を越えているから、アイデアは幾らでもあるけども、外部評価委員会としてはすべきことではないという自製の念があるので、あまり必要ないことを言わない方がいいというのが、私に求められていないことまでやっちゃいけないと。他の審議会もあるんだからということで。私の立場はそういう、非常に、ある意味では割り切った人なので。そこら辺、よく、また打ち合わせをしていただきたいと思いますと思うんですが。

今日は、予定より5分ぐらい超過していますが、あと何かご意見。今年度最後ですから、ご意見があればどうぞ。

○委員 あれはどうしたの。前に、入札して、異議申し立てしてきた件は。その後。

○行政改革担当副参事 あの回答で終わっていると聞いています。

○委員 ああ、終わっているんだ。そうしたら、訴訟はないんだ。

○行政改革担当副参事 ないというふうには聞いています。

また、来年度あるようだったら、同じような件があれば、また、今年度やったような段取りはあるんですけど。

○会長 あれは疲れた案件でしたね。

よろしいですか。

(なし)

○会長 じゃあ、本日は非常にお寒い中お集まりいただきまして、結構実りある議論ができたと思います。

したがって、いずれにしても区の新しい行政評価制度を踏まえた外部評価のあり方について、新年度になればそれを議論し、また入札監視とか財団等経営評価のあり方につ

いても議論を深めて、新しい10年ビジョンに少しでも貢献するような外部評価委員会にしていきたいと思えます。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。これで閉会にしたいと思えます。